

# 日・EU経済統合協定交渉の開始を求める

－日・EU EPAに関する第三次提言概要－

2009年11月17日  
(社)日本経済団体連合会

- ◆わが国経済にとって、自由な貿易・投資環境を確保し世界経済のダイナミズムを取り込むことは自律的な回復と成長に不可欠。人口減少時代にあって、その重要性はますます高まるものと想定。
- ◆こうした観点から、世界最大の単一市場であるEUとの経済関係を強化することは喫緊の課題

## 1. 急がれる日・EU経済統合強化のための枠組み作り

- (1) 本年5月、日・EU経済統合の強化に向けて、特定の非関税案件に焦点を当てて取り組み、来年の首脳協議までに進捗をレビューする旨、首脳間で合意したことは望ましい方向への適切な第一歩。しかしながら、半年を経てもなお、具体的な案件は決定されていないのが現状
- (2) EU・韓国FTA発効の暁には、わが国企業は韓国企業に比べ競争上極めて不利な状況に置かれるものと予想
- (3) EU・韓国FTAの発効を控えて日・EU経済統合強化のための取り組みを加速することが不可欠

## 2. 新たな枠組みとしての「日・EU経済統合協定」

- (1) 経済統合強化のための枠組みを「経済統合協定」としてアウトライン(後掲)を提示。来年の首脳協議後、できる限り速やかに交渉開始できるよう準備を進めるべき
- (2) 協定の取りまとめにあたっては、①他国企業に劣後しない事業環境を確保すること、②関税以外の障壁をも引下げることによって経済的に国境のない環境を整備すること、③透明性の高い自由で安定的な事業環境を実現すること、④先進国同士に相応しい内容を盛り込むこと、⑤中長期的視点に立って経済統合強化と構造改革の促進に取り組む体制を整えること、が重要
- (3) 本提言を契機に各方面で議論が行われ、交渉開始に向けた動きが活発化することを期待

## 3. わが国の通商戦略と日・EU経済関係

- (1) 多国間におけるWTO「ハラウンド」の早期妥結と地域・二国間におけるEPA等の締結等とを自由な貿易・投資促進の車の両輪として推進
- (2) WTO「ハラウンド」の早期妥結に向けて日・EUが協力すべき。妥結は日・EU経済関係の緊密化にとっても重要
- (3) EPAの拡大とネットワーク化が必要。アジアにおいて経済共同体をも視野に入れて地域経済統合の実現を目指す際、域外にも開かれたものにする意味でも、EUとの経済統合協定の締結を積極的に推進することが必要。EUにとっても、日本との協定は、成長性に富むアジアとの繋がりを深め、アジアにおいて法の支配の下で国際ルールに則った安定的なビジネス環境を実現する上で有益なツール
- (4) EU加盟各国との租税条約、社会保障協定の改正・締結を推進することが必要

## 「経済統合協定のアウトライン」

- 物品貿易
- 税関手続・貿易円滑化
- 衛生植物検疫措置
- 規格・適合性評価手続

- サービス貿易
- 自然人の移動
- 電子商取引等
- 投資

- 競争
- 知的財産
- 政府調達
- 経済統合の強化

- 紛争解決
- 協定の運営

### <主な項目>

#### 【物品貿易】

##### 鉱工業品

- ・原則としてすべての鉱工業品に対する関税を撤廃。センシティブ性の高い品目も速やかに撤廃。特に環境親和性物品の関税を撤廃。
- ・関税撤廃までの間、関税分類等の変更について事前協議の仕組みを設定

##### 貿易に関する規律

- ・貿易救済措置に関する事前の通報・協議の仕組みを設定。WTO協定より厳格なルールを適用

##### 原産地規則

- ・原産品について付加価値基準または関税分類変更基準のいずれかに拠り決定。認定輸出者による自己証明制度を採用

#### 【規格・適合性評価手続】

##### 規格の調和

- ・日本の医薬品GCP(臨床試験実施基準)の国際基準との整合性を確保。日本の医療機器GCPの国際基準との整合性を確保
- ・日本においても国際基準との整合性が確保された医療機器QMS(製造品質管理システム)省令の下、外国の監査結果を受入れ
- ・自動車の技術基準の国際的調和と相互承認を推進・拡充

##### 規格の相互承認

- ・建設材料の強度等に関する日欧の規格の同等性評価を推進

#### 【自然人の移動】

- ・企業内転勤などビジネス上の移動について簡便な手続を適用(「日・EUビジネス・レジデンス・カード」の導入)

#### 【電子商取引等】

- ・WTOにおける電子的送信に対する関税不賦課を恒久義務化、デジタル製品に関し内国民・最恵国待遇を付与 等

#### 【投資】

- ・投資許可段階において最恵国・内国民待遇を付与、パフォーマンス要求を禁止(以上ネガティブ・リスト方式を採用) 等

#### 【知的財産】

- ・地理的表示に関し、できる限りの保護を及ぼすことを確認 等

#### 【政府調達】

- ・日本として、ICTを活用し、地方政府の入札情報を含めたアクセスポイントの一元化等によって手続を簡素化、透明性を向上 等